2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第四十条の三の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者が第十項において準用する第四十条の三の三第三項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8　法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

9　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10　第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで並びに第四十条の三の四の規定は、国外事業所等を有する居住者の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十条の三の三第三項	第一項に	第四十一条の十九の五第一項に
	所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号	所得税の額から控除する金額につき所得税法第二条第一項第四十三号

第四十条の三の三第十一項	同項の	第四十一条の十九の五第一項の
第四十条の三の三第十二項	及び租税特別措置法	及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
	及び同法	及び同法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法
第四十条の三の三第十二項第一号及び第十三項	内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格	第四十一条の十九の五第一項に規定する内部取引の対価の額とした格を同項に規定する独立企業間価格
第四十条の三の三第十五項	租税特別措置法	租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
第四十条の三の三第十六項	非居住者の恒久的施設と当該非居住者	居住者の第四十一条の十九の五第一項に規定する事業場等と当該居住者の同項に規定する国外事業所等
	の居住者とされる	に所在する
	の事業場等との	との
	に係る第一項に規定する	に係る第四十一条の十九の五第一項に規定する
	、当該非居住者	、当該居住者
第四十条の三の四第一項	当該非居住者に係る条約相手国等の権限ある当局	国税庁長官
第四十条の三の四第四項	第四十条の三の四第一項（	第四十一条の十九の五第一項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項（
	第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第一項において準用する同法第四十条の三の四第一項の
第四十条の三の四第六項	第四十条の三の四第一項（	第四十一条の十九の五第一項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項（
	第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第一項において準用する同法第四十条の三の四第一項の
	猶予の要件等）、	猶予の要件等）の規定、